

高山市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

高山市議会会議規則（昭和 4 2 年高山市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前

別表（第 1 6 0 条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会及び市政の諸問題について協議し、議員相互間で情報を共有する。	議員全員	議長
委員長連絡会議	委員会の所管事項に関する協議、調整、意見交換等を行う。	正副議長、議会運営委員会委員長、常任委員会委員長、特別委員会委員長及び広報広聴委員会委員長	議長

改 正 後

別表（第 1 6 0 条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会及び市政の諸問題について協議し、議員相互間で情報を共有する。	議員全員	議長
委員長連絡会議	委員会の所管事項に関する協議、調整、意見交換等を行う。	正副議長、議会運営委員会委員長、常任委員会委員長、特別委員会委員長及び広報広聴委員会委員長	議長
議会基本条例推進協議会	高山市議会基本条例（平成 2 2 年高山市条例第 2 7 号）に基づく活動について、検証及び議論並びに評価を行う。	議員全員	議長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。